

# ウールマーク品質基準

## 品質基準 F-4 : 2016

### ウールマーク製品の繊維混用率

この品質基準は、法律により、装飾または技術効果のため、5%の非毛繊維を混用することが認められる国で販売されるウールマークブランド製品に適用される。

上記の説明を満たす国では、製品が他の該当する品質基準を満たすことを前提として、以下の製品にウールマーク・ロゴが表示される。

1. 新毛のみからなる製品
2. 新毛と以下の繊維からなる製品
  - a) 装飾または技術的効果、あるいはその2つの組み合わせの効果をもたらす繊維など、5%以下の非毛繊維を含む製品
  - b) 高級獣毛を含む製品

上記の品質基準は、必ず注と併せて読むこと。

#### 注

1. 「新毛」には、羊または子羊の羊毛から取った繊維が含まれる。この繊維は、過去に糸に紡がれたり、フェルト化されたり、完成品に組み込まれたりしたことがあってはならない。
2. これには、フリースウール、スキンウール、未処理の羊毛のカーディングまたはコーミングの副産物として得られる緩く結合した羊毛繊維などのねじれていない柔らかい羊毛くず、破断したトップ、ノイル、ロービングウエスト、ローラーくずから取った羊毛繊維が含まれる。整形した羊毛、湿式または乾式仕上げプロセスから取り出した毛くず、羊毛わたマットレスから再生した繊維を含めることは認められない。
3. 偶発的な繊維状夾雑物の0.3%の許容誤差が認められる。これは繊維状である場合（非毛繊維が別の繊維の形態である場合）に限り認められる。夾雑物が糸として発生する場合や、過去に繊維が撚り合わせられたことが明らかである場合は認められない。
4. 「非毛繊維」には、新規状態のあらゆる繊維が含まれる。再利用繊維は認められない。また、過去に紡績糸にされたか、フェルト化されたか、または完成品に組み込まれたことのある再処理繊維も認められない。
5. 個々の（単）糸としてウール部分と密接混合される非毛繊維は一種のみとする。
6. 1997年9月1日以降、この品質基準は、オーストラリア・ニューサウスウェールズ（NSW）州では適用されない。NSWでは、「Pure New Wool」「新毛100%」を意味する（「装飾効果」や「補強」のための非毛繊維の許容誤差は認められない）。
7. 「高級獣毛」には、アンゴラヤギ（モヘア）、カシミヤヤギ（カシミヤ）、ラクダ、アルパカ、ラマ、ビキュナ、ヤク、グアナコ、アンゴラウサギが含まれる。オーストラリアおよびニュージーランドでは、ウールマーク製品に高級獣毛が含まれてはならない。
8. 高級獣毛が製品に含まれる場合、ウールマークラベルに情報を表記する必要はない。このような

# ウールマーク品質基準

製品には「新毛 100%」のラベルを付けなければならない。高級獣毛が含まれていることは、追加（ウールマーク以外の）ラベルに記載される。